様式第2-3号（共同事業体協定書）

企業誘致に係るリードジェネレーション業務

共同企業体協定書

（目　的）

第１条　当共同企業体は、令和７年度（2025年度）企業誘致に係るリードジェネレーション業務（以下、「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名　称）

第２条　当共同企業体は、企業誘致に係るリードジェネレーション業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は　　○○年○○月○○日に成立し、業務の委託契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　 　　　　　　○○市○○町○○番地

　　　　　　　　 　　　　　 ○○○○○○株式会社

　　　　　　　 　　　　　　代表取締役　　○○○○

　　　　　　 　　　　　　　 ○○市○○町○○番地

　　　　　　　 　　　　　　　○○○○○○株式会社

　　　　　　　　 　 　　　　　代表取締役　　○○○○

○○市○○町○○番地

　　　　　　　 　　　　　　　○○○○○○株式会社

　　　　　　　　 　 　　　　　代表取締役　　○○○○

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○○○○株式会社　代表取締役○○○○を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、県と折衝する権限並びに委託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　当企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

なお、当該業務の契約変更があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

　　　　　　　○○○○○○株式会社　　　○○％

　　　　　　　○○○○○○株式会社　　　○○％

　　　　　　　○○○○○○株式会社　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

２　運営委員会の委員長は、当企業体の代表者があたるものとする。

３　運営委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

４　運営委員会は、必要に応じ事務局を設置し、収支を明らかにする帳票類　を作成しなければならない。

（役員その他の選任）

第１０条　当企業体の役員、その他は、運営委員会において選任するものとする。

（構成員の責任）

第１１条　各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１２条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決　算）

第１３条　当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１４条　決算の結果利益金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１５条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１６条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１７条　構成員は、県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果、利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第１８条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１９条　構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態となったものと県及び他の構成員が認めた場合においては、第１７条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第２０条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び県の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第２１条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項)

第２２条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○○○株式会社外○社は、上記のとおり○○○○委託業務共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

○○年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　　　印

○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　　　印